

米子市弓浜コミュニティ広場 使用申請書

使用日	年	月	日	曜日
使用目的	<input type="checkbox"/> 公式試合 <input type="checkbox"/> 練習 <input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
(大会名)				
使用種目	<input type="checkbox"/> サッカー <input type="checkbox"/> ラグビー <input type="checkbox"/> グラウンドゴルフ <input type="checkbox"/> その他 ( )			
使用区分	<input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
来場数	選手・役員	人	観客等	名
			駐車場	台
使用施設		使用時間		合計
備考				
<b>第1多目的グラウンド</b>				
<input type="checkbox"/> 全面		～		
<input type="checkbox"/> A		～		
<input type="checkbox"/> B		～		
<input type="checkbox"/> C		～		
<b>夜間照明</b>				
<input type="checkbox"/> 全面 (8基)		～		
<input type="checkbox"/> 半面 (4基)		～		
<b>クラブハウス</b>				
<input type="checkbox"/> 会議室	冷暖房	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	～	
<input type="checkbox"/> 更衣室1	冷暖房	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	～	
<input type="checkbox"/> 更衣室2	冷暖房	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	～	
<input type="checkbox"/> 更衣室3	冷暖房	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	～	
<input type="checkbox"/> 更衣室4	冷暖房	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	～	
<input type="checkbox"/> 控室	冷暖房	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	～	
<b>第2多目的グラウンド</b>				
<input type="checkbox"/> 半面	<input type="checkbox"/> 海側	<input type="checkbox"/> 空港	～	
<input type="checkbox"/> 全面			～	
<b>使用する付帯設備及び備付器具</b>				
(無料)				
<input type="checkbox"/> サッカーゴール・ゴールネット (一般用)		<input type="checkbox"/> ラインカー		
<input type="checkbox"/> サッカーゴール・ゴールネット (ジュニア用)		<input type="checkbox"/> 得点板		
<input type="checkbox"/> コーナーフラッグ		<input type="checkbox"/> 審判用フラッグ		
<input type="checkbox"/> ラグビーゴール・ゴール保護マット		<input type="checkbox"/> タイマー		
(有料)				
<input type="checkbox"/> ベンチ	台			
<input type="checkbox"/> テント (大)	張			
<input type="checkbox"/> テント (小)	張			
<b>備考</b>				
使用責任者氏名		(連絡先/携帯)		
上記のとおり、米子市弓浜コミュニティ広場の使用の許可を申請します。				
(指定管理団体)		様	年	月
一般財団法人鳥取県サッカー協会				日
団体名		住所		
氏名		電話		

<b>米子市弓浜コミュニティ広場使用許可書</b>	
上記の申請について、使用を許可します。	
年	月
日	
指定管理団体：一般財団法人鳥取県サッカー協会	
許可条件	
使用料については別紙をご確認ください。	
<p>1 この処分全部又は一部に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。  <small>(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</small>  <small>(地方自治法第229条第1項及び第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文)</small></p> <p>2 また、この処分(使用料の徴収に関するものを除きます。以下この項及び次項において同じです。)に不服がある場合は、前項の審査請求に対する判決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、(指定管理団体)を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。  <small>(行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文)</small></p> <p>3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。  <small>(行政事件訴訟法第14条第2項本文)</small></p> <p>4 使用料の徴収に関する処分(以下「徴収処分」といいます。)の取消しの訴えは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第5項の規定により、第1項の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市(代表者は米子市長)を被告として提起することができます。  <small>(地方自治法第229条第5項・行政事件訴訟法第8条第1項ただし書、第11条第1項第1号及び第14条第1項本文)</small></p> <p>5 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の審査請求に対する判決を経ることなく、裁判所に、徴収処分の取消しの訴えを提起することができます。  <small>(1) 徴収処分に係る審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  (2) 徴収処分、徴収処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3) その他徴収処分に係る審査請求に対する判決を経ないことについて正当な理由があるとき。  <small>(行政事件訴訟法第8条第2項)</small></small></p>	